

日本人大学院生の授業料免除・入学料免除における

生計維持者の考え方について

日本人・一般区分での大学院生の授業料免除・入学料免除申請における生計維持者とは、申請者（学生）の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。以下に各事例における生計維持者を挙げましたので、ご参考ください。

(1) 父母（2名）を生計維持者とするケース

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

(2) 父又は母のいずれか（1名）を生計維持者とするケース

生計維持者が父又は母のいずれか（1名）となる主なケースは、以下となります。

○ 父又は母と死別している場合

○ 父母の離婚等により、父又は母と申請者は別生計となっている場合

・「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。

※ただし、以下のケースでは、生計維持者は2名となります。

・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合は、生計維持者は父又は母とその再婚相手（2名）です（養子縁組の有無は問いません）。

○ 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

(3) 父母以外の人（1名）を生計維持者とするケース

生計維持者が父母以外の人（1名）となる主なケースは、以下となります。

○ 父母と死別し、申請者が祖父母・おじおば等親族から経済的支援を受けている場合

・2名以上から経済的支援を受けている場合は、主たる支援者（1名）が「生計維持者」となります。